

国際刑事司法の手續改善に関する提言

——アドリアン・フルフォード卿の講演

「ローマ規程枠組みにおける人権」へのコメント——

アルビン・エーザー

谷 口 洋 幸 訳

私に幸運にも与えられたフルフォード裁判官の講演に対するコメントは、短時間ではあるものの、同時に簡単な仕事ではない。一方では、彼の講演内容に関して、私はフルフォード裁判官が発言された内容について、基本的に異論をとえざるべき部分を見出すことはできない。他方、このことは私をして、彼がすでに説得的に提示した内容を単純に繰り返す、再確認するだけの奇妙な立場においてしまう。したがって、本日ご来場の皆さまを飽きさせないように、私が旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所の裁判官として経験してきたことや、とくに国際刑事裁判所のような他の国際裁判所における刑事司法の遂行について考慮に入れるべき有益と思われる経験をお話したい。

私に与えられた時間の制約から、国際刑事司法が自らの任務を達成するために根本的な重要性をもつと私が認識している2つの問題に限定したい。すなわち、手續の期間と真実の追究である。いずれの観点についても、国際刑事司法の遂行はさらなる改善を必要としている。そして、思うに、それは、裁判所規程と手續・証拠規則が、有罪判決であれ無罪判決であれ、公正な手續によって適切な便宜を保ちながら遂行される真実に依拠した形で解釈・実施されるならば、可能となろう。

これらの目的が現在までに十分な満足を得られていないとすれば、いくつかの欠点は国際刑事司法の遂行を基礎づけている手續モデルに何ら起因するものではない、と考えるのは私だけではないであろう。すなわち、手續を裁判官主導ではなく当事者主導とする当事者主義的な構造が、原理的には、どの証拠を開示するか、どの証人や証拠を取り入れるか、どのような方法や手順で審理を遂行するかを関係当事者の手にゆだねており、これによって、裁判官を「両者の間で正義の天秤が平らになるようにもつこと」以外を気にかけるべきではな

い単なる審判者として位置づけていることである（ICTY のロビンソン裁判官）。これは「通常犯罪」には十分であろう。しかしながら、当事者によって提示される内容に満足する裁判官の態度は、国際刑事司法が取り扱う典型事例のように、あまりに重大で複雑な犯罪の取り扱いに適用することは困難である。

もちろん、この短い記述のもつある意味批判的な含意は、ICTY では明確に一般的であり、ICC 手続規則にも多かれ少なかれ見受けられる手続の当事者主義的な構造が、完全に放棄され、他のシステムによって代替されるべきであることを意味しない。まして、公平さが真実の探求や「迅速な司法」のために犠牲となるべきだと言うものでもない。

そうではなく、私がそこで考えるべきだと思うのは—これは他方でコモンロー諸国の裁判官や法律家にも譲歩できるものであろう—、「当事者主義」モデルを現代的な「尋問主義」の方向へと一定程度修正することである。そして、これは公平と真実の関連を容易にしており、「1 対 1」という観点からみるのではなく、真実の追究は公平な手段によって達成される目的であるという連携関係としてみるものである。そうすることで、公正は被告人に限られるのではなく、被害者や証人にも同様に保障される—彼/女らの人権は犯罪者のそれに劣らず価値あるものなのだから。

フルフォード裁判官の所見は主として ICC の予審裁判に焦点をあてていたが、私はここで主たる注目を本案段階へと移したい。ICTY における私の経験を思案しながら、国際刑事司法、さらには ICC にとっても、その目的を達成することに資する提言をさせていただきたい。ただし、時間の関係から、改善の探求を必要とした欠陥についての説明や私の提言の根源にある理由を詳述することはできない。だからこそ、便宜性を促進し、真実の追究を強化し、国際刑事司法の全体的な印象を改善する点について、提言が自ずと明らかにするものと願っている。

(a) 手続の便宜性のための措置

(1) できるだけ早い段階—理想としては起訴を確定する過程—において、裁判官は容疑が支持できる材料に十分に依拠しているか否かを判断するだけでなく、個別の刑事責任の法的要件と態様をできるだけ明確に述べる権限と義務を与えられるべきである。これは当事者と法廷の両方に、何が法的に関連性をもち、したがって、何が実際に証明されなければならないかを開始当初から

認識できるようにし、これによって、証人や証拠のリストを限定し、同時に、続く公判における証拠提示のコントロールを可能とする。

(2) 当事者に公判開始時において証人や証拠の過剰な提示—これは事前の証人や証拠への期待が失敗におわる場合、後からの証拠の提示を排除される恐怖に起因するものであるが—を回避させるために、当事者が、より柔軟な形で、必要に応じて、後から追加的な証拠を提出できるようにしなければならない。同じように、反論や弁論の証拠にも、より柔軟で広い許可が与えられなければならない。

(3) 異なる訴因や多様な事案に関するひとつの包括的な容疑においてさえ、時間と労力の集中は、(最初の)訴追事件全体と(次の)弁護事件全体の伝統的な区分がさまざまな単位へと分解される場合—当然のことながら、さまざまな容疑がそういった区別や提示を可能とすることを条件として、いずれも同じ訴因と事案を両方の立場から即座に取り扱うもの—に、達成される。

(4) 法廷、とくに裁判長のより積極的な活動もまた、公判中に提示される証拠との関連性について要請される。同じ理由で、最終手続と最終弁論の段階では、法廷はとくにどの論点に焦点をあてているか当事者に示さなければならない。

(b) 真実の追究のための措置

(5) 法廷における便宜性は刑事手続の唯一の目的にはなりえないし、最も重要な事柄ですらない。より根本的なことは、正義—様に真理であり文字通りの真実—の前提たる真実の追究である。単に利益の均衡を志向する民事手続では、裁判官にどの真実の証拠を提示し、また引き上げるかの決定が当事者に任されるのは適切である。しかしながら、個人か有罪か無罪かを確定することと、被害者に与えられた損害を確定することに向けられる刑事手続の一般原則には決してなりえない。したがって、少なくとも国際刑事司法の領域における包括的な真実の追究という利益のもとでは、裁判官が積極的な役割を担わなければならない。

(6) より積極的な裁判官となる主張は、当事者主義システムの典型的な特典としての当事者による審査が、大陸ヨーロッパの伝統において実行されているごとく、裁判官の手に主としてゆだねるべきことを必ずしも意味しない。むしろ最初の審査はなお当事者のところへ置いておくべきである。ただし、それは少なくとも裁判官による質問に、もっと開かれていなければならない。幸い

にも、この線に沿った選択肢はすでに ICTY の手続・証拠規則に見出されており、裁判官は(1)証人に対してどの段階においても質問することができ(規則85条(B)),(2)追加的な事柄について審問することができ(規則90条(H)(iii)),(3)当事者に対して追加的な証拠の提出または自発的に証人を召喚し、その出席を命令(規則98条)する権限をもつ。ICC については、真実の追究に関する裁判法廷の義務については争いがない(とくに、ローマ規程64条6項d号と比較せよ)。介入の調査権限を利用するために、裁判官は、証拠の提示を制約するような当事者間の膠着状態を「解きほぐす」べきことをとくに要請されていると感じなければならない。

(7) その他の点については、おそらく術語の変更も、「敵対的」というよりも「論争的」なものとして性格づけることで、国際刑事司法の手続構造を十分に理解することに役立つであろう。「敵対的」が敵意という好ましくない含意をもつものに対して、「論争的」は対立のような矛盾によって真実を説明する方法を単純にあらわしている。このように刑事手続の行為者を対話—論争的ではあるが—の相手方として認識することで、訴追は、あらゆる手段を用いて事件に勝つことを決意し、このため、まずは有罪判決を招くような事実や証拠を探求するような、純粹に一方的な「敵対関係」ではないものとして、より良く理解されうる。代わりに、訴追はそれ自体について、有罪判決を招く要素と容疑を晴らす要素の両方を探求しなければならない「違法」(ローマの義務的な officium の視点から)として考慮しなければならない。そのことは幸いなことに ICC 規程54条1項a項に実際に規定されている。

(c) 国際刑事司法の使命についての積極的な副作用

(8) 証人を「被告側の証人」に対置される「検察側の証人」としてではなく、むしろ「法廷の証人」として扱う手続としての「当事者主義」を低く評価することは、旧ユーゴスラビアにおける刑事事件の背後にある国民的・民族的な軋轢を法廷へと持ち込むことを避け、おそらくそこから国内における用心深い偏見を持ったコミュニティに立ち戻る教訓を強化しさえする。敵対するどちらか一方に配役され、それによってラベル付けされる代わりに、真実の探求において証人が自分自身を中立的な「法廷の証人」として認識できるならば、これは和解を促進することにも役立つであろう。

(9) 歴史文化的な軋轢によって緊迫したコミュニティ間の和解が持続し、新しい事実と異なる言い伝えによって危険な状況にならないとすれば、最大限

できる範囲での真実の追究は、個別事件において正義を実現するためだけでなく、論争的な歴史的出来事の基礎を解明するためにも重要である。裁判官は歴史家ではないが、その事実認定は歴史記述の素材としての役目を果たす。この点から、真実を明らかにする国際法廷の義務は、典型的な国内裁判所のそれを確実に凌駕している。

(10) 最後にもう一つ。もし国際刑事法廷が失敗するならば、歴史はそれか、自身がかかわっている事件に勝つために資するものは何かという敵対的で一面的な利益にもとづいて、何を提示し、何を引き下げるかの決定を当事者に任せておいた規則や構造に起因するものか否かに関心を寄せないであろう。歴史の判断においては、裁判所そのもの—その裁判官が先頭に立つ—こそが、国際刑事司法の遂行をめぐる失敗や成功の責任を負うのである。

2008年7月26日（2008年9月17日修正版）